

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

September 2017

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 14ベーカーマッケンジーセミナーの
ご案内

ラテンアメリカ：エネルギー、鉱業
& インフラストラクチャ分野におけ
る日本企業のビジネスチャンス

開催日時：

2017年10月16日(月)

9:00～12:00(受付開始 8:30)

※お申込期限：2017年10月10日(火)

会場：ベーカー&マッケンジー法律
事務所(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山森タワー28F

[ご案内図](#)

当日のアジェンダ及び申込方法等の詳
細は[こちら](#)をご覧ください。

日本企業のためのラテンアメリカ
商標戦略

大阪開催日時

2017年10月18日(水)

9:30～12:30(受付開始 9:10)

※お申込期限：2017年10月11日(水)

会場、当日のアジェンダ及び申込方法
等の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

東京開催日時

2017年10月23日(月)

9:00～12:00(受付開始 8:30)

※お申込期限：2017年10月11日(水)

会場、当日のアジェンダ及び申込方法
等の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 14 となる本号では、平成 30 年度税制改正要望として盛り込まれた自社株（親会社株）対価による事業買収、ベトナム公開会社の企業統治に関する新規則など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [自社株（親会社株）対価による事業買収について～平成 30 年度税制改正要望と会社法改正議論～](#)

2. アジア

- [ベトナム：公開会社の企業統治に関する規則](#)

3. 米国

- [配当類似商品の源泉徴収に関する内国歳入法上の新通達の発表](#)
- [米国租税裁判所でまたも移転価格事件で納税者が勝訴～Eaton Corp 事件～](#)

4. 欧州

- [スウェーデン：実質的所有者に関する情報提供制度](#)
- [トルコ：トルコ競争庁による垂直的協定に関するガイドラインの改正](#)
- [ロシア：ロシア連邦破産法の改正](#)

1. 日本

自社株（親会社株）対価による事業買収について～平成 30 年度税制改正要望と会社法改正議論～

1. 概要

平成 29 年 8 月末に各省庁からの平成 30 年度税制改正要望が出揃った。経済産業省の改正要望には、「自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設」として、自社株式等を対価とした事業買収について、その実施の円滑化を図るための課税繰延措置を創設することが盛り込まれている。ここでいう「自社株式等」には自社株式に加えて、親会社株式も含まれており、具体的には以下の措置が要望されている。

- ① 買収に応じた被買収法人の法人株主の株式譲渡益に対する課税の繰り延べ
- ② 買収に応じた被買収法人の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰り延べ
- ③ 一定の要件のもと、買収に応じた個人株主が取得した株式の特定口座及び NISA 口座預け入れ対象への追加

2. 詳細

(1) 自社株式・親会社株式を対価とする企業買収の活用場面（被買収企業株式の部分取得）

買収企業が自己の株式又はその親会社の株式を対価として他の企業を買収する仕組みとしては、会社法上の株式交換がある。株式交換に関しては、株式交換完全親法人株式又はその完全親法人株式のいずれかの株式以外の資産が交付されない場合には、被買収企業（株式交換完全子会社）の株主の譲渡益課税は繰り延べられる（法人税法第 61 条の 2 第 8 項）。他方で、適格要件を満たさない場合には被買収企業の一定の資産の含み損益が課税所得に算入されることとされている（法人税法第 62 条の 9）。

もっとも、株式交換による企業買収は、被買収企業の株式の全てを取得するケースに限定され、被買収企業の株式の一部取得の場合には活用し得ない制度である。また、株式交換による企業買収では、被買収企業は必然的に日本の会社法に基づき設立された会社でなければならず、外国企業の買収に用いることができないという問題点がある。この点、経済産業省が要望している自社株式・親会社株式を対価とする企業買収は、例えば公開買付によって被買収企業の発行済株式総数の過半数を取得する企業買収や外国企業の買収等に活用される可能性がある。

(2) 会社法上の問題点

自社株式を対価とする公開買付は、有価証券その他金銭以外のものをもって買付等の対価とする場合として金融商品取引法上は許容されている（金商法第 27 条の 2 第 3 項、同法施行令第 8 条第 2 項）。しかしながら、自社株を対価とする企業買収は、会社法上は金銭以外の財産を出資の目的とする募集株式の発行等に該当することから（会社法第 199 条）、検査役調査の必要性（同法第 207 条）や引受人である対象会社の株主等及び買収会社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性（同法第 213 条）という問題点が存在する。これらの問題に対処するため、産業競争力強化法第 34 条において、認定事業再編計画に従った企業買収については、現物出資規制等は適用されないとする特例が設けられている。しかしながら、2011 年の制度導入から現在に至るまで同法の適用を受けた公開買付事例は存在していない。この点、法務省の法制審議会、会社法制（企業統治等関係）部会第 5 回会議（平成 29 年 9 月 6 日開催）では、株式会社以外の会社（外国会社を含み、当該株式会社の子会社を除く。以下同じ。）

の株式その他の持分（以下、「株式等」）の取得により当該他の会社をその子会社としようとする場合には、会社法第 199 条第 1 項の募集によらずに、当該株式等を取得するのと引換えに当該株式等を有する者に対して当該株式会社の株式を交付することができるものとする会社法の改正を検討している。

(3) 税制改正内容

経済産業省は、自社株式等を対価とした事業買収に関する課税繰延措置を期限の定めのない恒久措置とすることを要望している。係る税制改正が実現するとして、問題となるのは課税繰延措置が既存の組織再編税制の枠組みに組み込まれるかどうかである。既存の組織再編税制に組み込まれる場合、一定の税制適格要件が設けられ、係る要件を充足しない場合には被買収企業の一定の含み損益が課税を受ける制度となる可能性がある。また、株式交換に関する税務と平仄が取られる場合、適格要件の充足可否にかかわらず、株式のみが交付される取引について株主側の譲渡益課税が繰り延べられる公算が高い。ただし、公開買付において、現金と株式交換完全親法人株式のいずれを対価として受領するかについての選択を株主に認める場合には、現行の組織再編税制の枠組みから考えると、株主側では全額が課税取引として取り扱われると考えられる。経済産業省の平成 30 年度税制改正要望の説明資料においても、米国における株式対価での買収事例として、TOB に際して現金対価、株式対価及び混合対価を提示した事例が紹介されており、実務的にはこのような買収対価の選択を提示するニーズは強いと考えられ、具体的な改正内容が注目される。また、税制改正が実現する場合、新しい制度はクロスボーダーでの自社株式等を対価とする企業買収にも適用されることになると考えられ、外国法人が関係する取引に対する適用関係の整理がどうなるかという点も注目される。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

ベトナム

公開会社の企業統治に関する規則

公開会社における企業統治を定める政令 71 号（Decree No. 71/2017/ND-CP）が 2017 年 8 月 1 日より施行されている。政令 71 号は、2012 年 7 月 26 日付で財務省が公布した公開会社における企業統治を定めた通達 121 号（Circular No. 121/2012/TT-BTC）に代わるものである。

政令 71 号は、現行の企業法の内容を反映したものであるが、利害関係者との取引、機関設計、利益相反行為、情報開示義務につき、規制強化が図られている。ベトナムにおいて公開会社を対象とする買収案件も見られるところであり、企業統治体制の精査及び変更の要否につき、今後、政令 71 号の定めに基づき検討が必要となる。

関係者への貸付と保証に関する規制の明確化

公開会社は、その株主及び「関係者」に対して貸付や保証を行うことが禁止されている。この「関係者」の範囲が政令 71 号において明確化され、公開会社による貸付や保証が禁止される対象には、公開会社の株主と株主の関係者のみが該当し、公開会社の関係者（子会社を含む）は該当しないことが明確になった。

機関設計の選択肢

政令 71 号は、公開会社の機関設計につき以下の 2 つの選択を認めている。

- ① 株主総会・取締役会・監査役会・社長

監査役会を設置する場合には、取締役会の構成員の3分の1以上が非執行取締役（社長、副社長、会計責任者又は定款で定める役職者を兼任しない者）でなければならない。

② 株主総会・取締役会・社長

監査役会を設置しない場合には、取締役会の下位組織として内部監査委員会を設置する必要がある。また、取締役会の構成員の3分の1以上が非執行取締役、かつ、5分の1以上が独立取締役でなければならない。

なお、公開会社が上場会社である場合は、上記いずれの機関設計においても、取締役会の構成員の3分の1以上が独立取締役でなければならない。

独立取締役の新たな基準

政令71号では、企業法151条2項を引用し、独立取締役は下記の全ての条件を満たさなければならないことが定められている。①当該会社又はその子会社のために現在業務を行っている者でないこと、かつ、当該会社又はその子会社のために直近3年間において業務を行った者でないこと、②当該会社から現在、給与又は報酬を受領する権利を有する者でないこと（取締役が受給する手当を除く）、③配偶者、親、子、兄弟姉妹が当該会社の主要株主又は当該会社若しくは子会社の役職者である者でないこと、④当該会社の議決権の1%以上を直接又は間接に保有する者でないこと、⑤直近5年間において当該会社の取締役又は監査役であった者でないこと。

利益相反防止のための規制強化

政令71号では、公開会社における役職者の責任及び規制につき、通達121号よりも強化した下記のような内容が規定された。

- 取締役会会長は社長を兼任してはならない。株主総会決議で、この兼任禁止を免除することはできない。（2020年8月1日より施行）
- 取締役は5社を超える他社の取締役を兼任してはならない。例外規定なし。（2019年8月1日より施行）
- 公開会社と取締役、社長、監査役、役職者又はそれらの関係者間の取引は、株主総会又は取締役会の承認が必要である。（2017年8月1日より施行）

新たな情報開示義務

公開会社における情報開示義務の遵守促進のため、政令71号では、公開会社は情報開示規則を適用すること、情報開示責任者を任命することが定められた。また、社長及びその他の役職者の報酬・給与につき、公開会社の年次財務報告書での開示が必要となった。

[最初のページに戻る](#)

3. 米国

配当類似商品の源泉徴収に関する内国歳入法上の新通達の発表

米国内国歳入庁（IRS）は、配当類似商品（dividend equivalent）からの受取額を源泉徴収の対象とする内国歳入法 871 条(m)に関するガイダンス・公表資料の発表を行った。内国歳入庁はまず、2017 年 7 月 7 日に、Chief Counsel Advice（CCA）として、同年 5 月に発表されたトレーニングスライドを含む CCA 201727005 及び 201727006（以下、「CCA スライド」）を公表し（[前者／後者](#)。いずれも [IRS ウェブサイト](#)）、また、2017 年 8 月 4 日に、通達 2017 年 42 号（以下、「2017 年通達」）を公表した（[IRS ウェブサイト](#)）。

内国歳入法 871 条(m)の概要と CCA スライド・2017 年通達の位置づけ

内国歳入法 871 条(m)は、米国企業により支払われる配当を米国政府によって源泉徴収されることを避けるために非米国居住者がスワップ又はその他のデリバティブ取引を行うことを防止するため、2010 年に制定された規定である。

一定の取引については、明文で内国歳入法 871 条(m)による源泉徴収の対象とされているものの、同法によるカバー領域はそれにとどまらず、議会は内国歳入庁に対し、内国歳入法 871 条(m)の対象となる取引（以下、「内国歳入法 871 条(m)が定める取引」）の範囲を拡大するガイダンスを発令する広汎な権限を認めている。

この権限に基づき、内国歳入庁は、内国歳入法 871 条(m)が定める取引の定義を広げる広汎な規則を反復的に発令し、これまで、源泉徴収税の回避手段として主に用いられているものとは見なされてこなかった多数の取引をその範囲に含めてきたところである。連鎖的な源泉徴収義務のリスク（一連の支払の流れの中に源泉徴収義務を負った者が複数おり、本来の配当に対して課される額よりも最終的な源泉徴収額の方が高くなり得る場合を指す。）が問題になった際は、内国歳入庁は、「公認デリバティブディーラー（QDD）」の概念を取り入れ、全ての者が対象とされたわけではないにせよ、特定の対象者に対する連鎖的な源泉徴収を軽減するためのルールを公表するなどしてきた。要するに、同条の規定は、文言上は全 7 項から構成されるシンプルな規定であるにもかかわらず、内国歳入庁が累次発表してきた通達や指針によってその範囲が拡張されており、適用関係を読み解くのが極めて難解な規定となっている。この度発表された CCA スライド及び 2017 年通達は、上記のような流れの中、新たな内国歳入法 871 条(m)の解釈内容・指針を提供するものである。

CCA スライドのポイント

CCA スライドは、公認デリバティブディーラーの義務の概要を定めるとともに、内国歳入法 871 条(m)の概要を紹介し、その時点における一般的なエクイティデリバティブ取引、公認デリバティブディーラーの状況、公認デリバティブディーラーの税務上の責任、源泉徴収及び移行期における救済策に言及している。CCA スライドは先例拘束性がある文書として使用されることはないものの、内国歳入庁の解釈に関する示唆を含んでいる。CCA スライドの要点をまとめると、次の通りである。

- 公認デリバティブディーラーの各支店は個別にネットデルタエクスポージャーを計算することを求められている一方で、公認デリバティブディーラーはその計算上、連邦所得税の計算上無視すべきとされている支店間取引を無視しなければならない
- 公認デリバティブディーラーは、支店ごとに、源泉徴収した租税債務及び自らが負う租税債務を、内国歳入庁の各フォームを用いて各支店ごとに報告するよう求められている

- 既存の司法上の原則は、内国歳入法 871 条(m)の適用対象の変更があったとしても引き続き適用される
- 公認デリバティブディーラーに対して責任を負う役員 (Responsible Officer) は、その義務を果たす上で十分な権限を備えた QI (Qualified Intermediary) の役員でなければならない

2017 年通達のポイント

2017 年通達では、2016 年のガイダンス及びファイナル QI 契約 (Final QI Agreement) にて定められた導入期間の一部が 1 年間延長された。よって、納税者は、規則又はファイナル QI 契約が変更されるまでは、2017 年通達の規定に依拠することができる。さらに重要な点としては、2017 年通達は、内国歳入庁が現行の内国歳入法 871 条(m)の規則及びガイダンスの特定部分を見直す可能性があることを示唆していることである。

- 誠実遵守期間 (Good-Faith Compliance Period) の適用延長
2016 年に発表されたガイダンスにおいて規定された救済ルール (内国歳入法 871 条(m)が規定する規制を、定められた期間中遵守した場合に、デルタワン取引 (デリバティブ商品のうちの一種) 又は非デルタワン取引に際して一定の配慮がなされるというルール) の適用期間を延長する。
- 非デルタワン取引に対する内国歳入法 871 条(m)の適用除外期間の延長
- 複数の取引 (Combined Transactions) を内国歳入法 871 条(m)の対象となる単一の取引として扱うために依るべき判断基準の単純化
- 公認デリバティブディーラーに対する段階的な救済策の延長
- 内国歳入法 871 条(m)の範疇外にある取引に対する濫用防止ルールの適用

[最初のページに戻る](#)

米国租税裁判所でまたも移転価格事件で納税者が勝訴～Eaton Corp 事件～

米国の租税裁判所は、2017 年 7 月 26 日付で Eaton Corp 事件に関して内国歳入庁 (以下、「IRS」) が行った Eaton 社の 2 回のユニラテラルな事前確認 (APA) の取消は裁量権の乱用であったとの判決¹を下した。

事件の背景

IRS が取消を行った APA は 2001 年度～2005 年度までの APA I 及び 2006 年度～2010 年度までの APA II の 2 件であり、対象取引は米国 Eaton 社及びドミニカ共和国とプエルトリコの製造子会社 (以下、「製造子会社」) 間のブレーカー製品 (回路ブレーカー、スイッチ、プッシュボタンコントロール等) の取引価格に関するものであった。2 つの APA で採用されていたブレーカー製品に係る移転価格算定方法は修正独立価格比準法であり、米国の販売会社である Eaton Electrical, Inc. (以下、「EEI」) にはベリレーシオ (売上総利益/営業費用) でのリターンが保証されていた。移転価格算定方法に係る計算は、EEI を検証対象法人として、米国の再販売機能に係る収益を決定するための検証損益を用いて適用されていた。

APA 対象年度において、EEI は製造子会社からブレーカー製品を購入し、完成品として組み立てを行う米国の関連者に再販売を行っていた。EEI は Eaton グループ内及び販売会社及び機器メーカーを通じて補修部品市場へブレーカー製品を販売する機能を有していた。APA の交渉において、Eaton 社と IRS は、

¹ Eaton v. Commissioner, T.C. Memo 2017-147

EEIの販売機能に係る検証損益を作成し、ベリレーシオ（売上総利益／営業費用）を用いてEEIの損益結果を検証することを合意していた。

IRSはEaton社のAPAは遡及して取り消されるべきであるという決定を行い、2005年度及び2006年度におけるEEIと製造子会社間の関連者間取引に係る移転価格の更正処分を行った。この取消に関して、IRSはEaton社はAPAを順守しておらず誤った適用を行っていたと主張した。IRSは、特にEaton社はAPAの交渉過程において十分に情報を提供せず、提出されたEaton社の年次報告書は不完全であり、納税者の移転価格算定方法は複雑すぎるものであり、十分な会計管理体制を有していなかったと論じた。Eaton社は、更正処分に異議を唱え、2つのAPAの取消は裁量権の乱用であると主張した。

IRSの裁判における主張は、EEIがベリレーシオにより獲得すべきリターンは、EEIの販売機能のみではなく、EEIの全ての機能を含めるべきだということであった。EEIは米国内における組立・製造機能において収益性が低いことが理由となり、2005年度及び2006年度において損失を計上していた。IRSは、EEIの米国申告上において少額であるものの保証された利益を見込んでいたが、製造子会社は高収益である一方でEEIの申告は損失を計上していた。

IRSは、製造子会社を検証対象企業とする利益比準法（以下、「CPM」）の適用を主張した。IRSの採用した方法では、95%の利益がEEIに、5%の利益が製造子会社に割り当てられることとなった。IRSの利益配分アプローチは、製造子会社とEEIにそれぞれ80%と20%の利益を割り当てるというEaton社の申告ポジションと真逆のものであった。

APAの取消について

2013年の紛争初期において、租税裁判所はAPAの取消に係る適正な判断基準をめぐって、IRSの主張を認めた²。租税裁判所によると、APAのような書面によるルーリングは行政決定であり、判断基準は裁量権の乱用にあたるか否かであり、納税者側がIRSのAPAの取消が恣意的又は専断的若しくは合理性がないことの立証責任を負うものとされていた。本事件においてはIRSが裁量権の乱用を行ったか否かは事実認定の問題であった。その上で、Eaton社はIRSの行ったAPAの取消は裁量権の乱用であると主張していた。

Eaton社はIRSが行った移転価格調整は独立企業原則に反しており、APAで合意された移転価格算定方法による価格が独立企業間価格であると主張していた。

租税裁判所は、APAの取消は裁量権の乱用であることを認めたため、移転価格自体の問題には触れられなかった。APAの取消は、APAの取消を定めている財務省歳入手続と一致した合法的な理由がある場合のみ認められる。租税裁判所は、IRSは、重要な事実の不作为、間違い又は虚偽に関して、自らの財務省歳入手続（Rev. Proc. 96-53, 1996-2 C.B. 375 (APA I) 及び Rev. Proc. 2004-40, 2004-2 C.B. 50 (APA II)）を順守していなかったと結論づけた。重要となる事実に関して、もしIRSがその事実を知っていたならば、異なるAPAが与えられる又はAPAが全く与えられないといった結果をもたらす事実関係であると述べている。移転価格算定方法はAPAにおける極めて重要な部分であることから、重要な事実は移転価格算定方法に影響を与えるものでなければならないと説明している。

当該APAの取消がIRSによる裁量権の乱用であったことの根拠として、租税裁判所は、Eaton社はIRSの全ての質問に回答し全ての依頼資料を提出しており、APAを誠実に交渉していたと判断している。不作为があったかという点に関して、租税裁判所は、納税者は、IRSが要求していない不必要であると合理的に考えられる情報を提供する必要が無いという見解を示した。APAの交渉過程で虚偽があったかという点に関して、租税裁判所は、虚偽とは騙す意図を持った誤りであり、かつ誤解を招くものであり、APAに関するものでなければなら

² Eaton Corp. & Subs. v. Commissioner, 140 T.C. 410, 417 (2013)

らないという基準を適用した。租税裁判所は、裁判で提出された APA 交渉の証拠に基づけば、Eaton 社の APA を取り消す根拠はないと判断した。Eaton 社は移転価格算定方法の適用において様々な計算誤りを行っていたが、租税裁判所はそれらの間違いは重要な過失ではなかったと判断した。さらに、Eaton 社はタイムリーにそれらの誤りを IRS に通知していたことを認めた。最終的な記録は、IRS が行った APA の取消は、恣意的で、合理性がなく、財務省歳入手続に違反していたことを示すものであった。

小括

APA において記述されている通り、Eaton 社のブレーカー製品の移転価格算定方法は独立価格比準法であったが、Eaton 社は実際の値決めはコストにマークアップを加える方法により計算し、IRS はこれを APA での移転価格算定方法を無視したものであると主張した。Eaton 社と同様に、多くの企業は計算の簡便性や財務報告システムへの適用が容易なコストにマークアップを加える方法を活用している。また Eaton 社と同様に、多くの企業は年度末にその移転価格による損益を検証し、自社の移転価格ポリシーから外れていた場合にはツールアップにより価格を調整している。Eaton 社は、不適切な価格を導くシステム上の計算間違いに気づき、誤りを正すために修正申告を提出することで、その事実を IRS に報告し、租税裁判所は、最終的にそれらの誤りが APA を取り消す理由になるほどの重大なものではないと判断した。

移転価格は、その取引高やタイミング、計算のために様々な情報が必要であるといった理由から、納税者にとって本質的に複雑なものである。そのために誤りがあれば納税者自らが行う年度末の調整、税務当局による調査での調整や裁判での調整が想定される。しかしながら、本事件において、IRS の最適な移転価格算定方法に係る意見の変更は、遡及的に APA を取り消し、移転価格調整を行う合理的な理由には該当しないと結論づけられた。

Eaton 事件で IRS が展開した法廷での主張は、IRS が移転価格事案で一般的に適用するアプローチと一貫したものであった。より具体的に言えば、ペルトリコ製造子会社の事案に、第 482 条（米国の移転価格税制）に基づき利益比準法を適用し、利益のほとんどの割合を米国に配分するというものである。

また Eaton 事件の判決は納税者が抱える共通の課題を明らかにしている。IRS は頻繁に製品ごとの損益計算書を要求するが、多くの納税者はそのような会計帳簿を作成していない。しかし、IRS は移転価格調整を行うために恣意的に一部の事業に移転価格算定方法を適用するということを実践してきた。

APA の取消は極めて異例なものであり、今後においても非常に限られた事案に留まるであろう。Eaton 事件は、事実認定が移転価格の適用関係を決定するという過去の移転価格事件で鍵となった考え方を引き継いでいる。Eaton 事件は、IRS は納税者の実績を理由として APA を取り消すことはできないということを明らかにした。代わりに IRS は、重要な事実に関して、もしその事実を知っていたならば、異なる APA が与えられる又は APA が全く与えられないといった結果をもたらすほどの事実であることを示さなければならぬとしている。IRS は Eaton 社に対して類似の移転価格調整を後続の年度においても提案しており、納税者は提訴している。後続事件においても同様の判決が下されるか注目される。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

スウェーデン

実質的所有者に関する情報提供制度

会社の所有者に関する透明性を確保するための EU 第 4 次マネーロンダリング指令に基づき、2017 年 8 月 1 日から実質的所有者の登録に関する新法が施行された。法施行の段階で既存の法人は、2018 年 1 月 31 日までに実質的所有者を通知する必要がある。新法施行後に設立される法人は、4 週間以内に実質的所有者を通知しなければならない。

実質的所有者を登録すべき義務は、スウェーデン法に準拠する法人、スウェーデンで活動している外国法人及び信託又はこれに類する法的制度を管理する自然人に適用される。中央・地方政府機関、これらが支配する法人、EU の証券市場又は同等の所有者情報の透明性確保のための国際的基準を満たす証券市場に上場されている会社等は対象外とされている。

実質的所有者とは、単独で若しくは共同で法人を最終的に所有若しくは支配する自然人又はその自然人のために活動をしている者から便益を受ける自然人をいう。ある自然人が、法人の議決権の 25% 超を保有している場合、法人の取締役若しくはこれに類する経営陣の過半数の選解任権を有している場合、又は定款若しくは株主間契約等によって同等の支配権を行使できる場合には、当該自然人は法人を最終的に支配するものとみなされる。

実質的所有者を登録すべき義務は、実質的所有者及び実質的所有権の性質及び程度について信頼できる情報を取得し、スウェーデン会社登記所に通知しなければならない。実質的所有者についての情報が得られない場合又は信頼できる情報が得られない場合であっても、当該情報が得られないことについて登記所に通知する必要がある。当局の要請がある場合には、実質的所有者に関する情報及び実質的所有権を判定するための調査に関する資料を提出しなければならない。また、実質的所有権について変更があった場合にも通知が求められる。

通知を怠った場合又は通知に不正確な情報が含まれている場合には、スウェーデン会社登記所から過料を課される可能性がある。スウェーデンにおける子会社又はスウェーデンで事業活動を行っている外国会社について、実質的所有者の通知が期限までに完了するよう対応すべきである。

EU 第 4 次マネーロンダリング指令に基づく実質的所有者情報収集制度については、[Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 12](#) も参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

トルコ

トルコ競争庁による垂直的協定に関するガイドラインの改正

トルコ競争庁（以下、「競争庁」）は 2017 年 7 月 20 日、ウェブサイト上に垂直的協定に関するガイドライン案（以下、「本ガイドライン案」）を、改正の背景を説明する注釈とともに公表し、パブリックコンサルテーションの手續に付した。同手續は 2017 年 9 月 11 日に終了している。EU における競争法の進展及び産業界のニーズを受け、本ガイドライン案は、①エージェント契約、②オンラインセールス、③最優遇条項に関する重要な新規定を導入している。

各企業においては、本ガイドライン案を入念に検討した上、オンラインセールス及び最優遇条項に関し競争庁が示唆するアプローチに留意する必要がある。また、パブリックコンサルテーションの手續を経て今後最終化される本ガイドライン案の内容も注視する必要がある。

以下、本ガイドライン案を概説する。

エージェント契約

エージェント契約に関する改正点は、真正なエージェント関係における競争禁止義務について、競争の保護に関する法律（法番号 4054）（以下、「競争法」）第 4 条の適用を明確化する、小規模だが重要な文言の改正である。EU における競争法制度と同様、現在のガイドラインは、真正なエージェント契約におけるエージェントの行為の制限は一般的に競争法第 4 条の適用外であると定める。エージェント契約は、エージェントが何らの関係特定の商業的又は財産的リスクを負わない場合にのみ、競争法の目的上の真正なエージェント契約に該当するとされる。この一般原則の例外として現在のガイドラインは、競争禁止義務はブランド間競争に懸念をもたらすため、関連市場に市場閉鎖の効果をもたらす場合には競争法第 4 条の適用対象になるとする。言い換えれば、現在のガイドラインの文言上は、競争禁止義務が違法かどうかではなく、法律の適用範囲内かどうかに関する判断が要求されることになる。改正案は、この文言は競争委員会の通常の実務と不整合であることから、競争禁止義務は真正なエージェント契約中に規定されたものでも競争法第 4 条の適用対象になり、該当条項に照らし違法かどうかを判断する必要があることを明確に述べることにより、実務との齟齬の解消を図っている。

オンラインセールス

改正案は、小売における成長分野であるオンラインセールスの制限に関する詳細な説明を規定している。競争庁は販売業者によるオンラインセールスについての制限を受動的販売への制限とし、垂直的協定に関する一括適用免除についての声明（番号 2002/2）に基づく一括適用免除に該当しない 4 つの例を記載している。

- （独占的）販売業者は他の販売業者の（排他的）地域に所在する顧客による自己のウェブサイトへのアクセスを制限しなければならず、又は、そのような顧客を製造業者や他の（独占的）販売業者のウェブサイトへ誘導しなければならないと合意すること
- （独占的）販売業者は、顧客のクレジットカード情報によりその住所が当該販売業者の（排他的）地域にないことが判明した場合、売買を終了しなければならないと合意すること
- 全体の売上に占めるオンラインセールスの割合の制限
- 販売業者は、物理的販売店舗において販売される商品よりもインターネットを通して販売される商品に関してより多く支払を行わなければならないと合意すること

しかしながら、競争庁は、サプライヤーが販売業者に対して、ウェブページが一定の品質基準に達していること、一定の基準を満たすオンラインプラットフォームでのみ販売を行うこと、商品の販売と共に顧客へのサービス提供を行うこと、オンラインセールスに加えて物理的販売店舗を営むこと、等のオンラインセールスに関する一定の制限を加えることを認めている。選択的流通制度に関して、本ガイドライン案は、選択的流通制度の参加業者によるウェブサイトの立ち上げは追加的店舗とはみなされず、したがって制限されないことを明確にしている。

改正案は欧州委員会の垂直的制限に関するガイドライン第 51 項～58 項に大きく準拠しており、トルコの競争法実務を向上させ欧州の競争法実務と一致させることも目的としている。

最優遇条項

最優遇条項は近年、特に競争委員会による **Yemek Sepeti** や **Booking.com** のような人気のあるオンラインプラットフォームに関する判断と関連して注目を集めている。競争委員会は最優遇条項に関して特別な関心を有し、いくつかの決定において最優遇条項について論じているにもかかわらず、これまで下位規則において最優遇条項を取り扱ってこなかった。本ガイドライン案では、最優遇条項の評価にあたり一定の明確化を図っている。

競争庁は、最優遇条項は競争を促進し又は制限する効果を持ち得るので、ケースバイケースで検討しなければならないと述べる。本ガイドライン案は、したがって、関連事業者及びその競争者の市場における地位、最優遇条項の具体的なストラクチャー、市場力学、契約に最優遇条項を規定する目的等の様々な要素を入念に考慮する必要があると規定する。

本ガイドライン案はまた、最優遇条項は、両当事者（サプライヤーと購入者）が市場支配力を有さない場合には問題を生じさせないことを確認している。

[最初のページに戻る](#)

ロシア

ロシア連邦破産法の改正

2017年7月29日付でロシア連邦破産法が改正され（**Federal Law No. 266-FZ**）、破産会社の債務について代位責任を負い得る「支配する者」の定義が拡大されるとともに、支配する者が責任を負う場合についても新たに明示された。改正法により、債権者にとっては債権の弁済を受ける可能性が高くなったといえる。ロシアにおいて子会社が倒産状態となり得る場合には、従前にも増して子会社の債務について経営陣や株主が代位責任を負わないように細心の注意を払って子会社の管理及び倒産手続の検討を行う必要がある。

破産会社を「支配する者」の定義

会社が破産した場合に、破産会社の債務について代位責任を負い得る者の範囲として、支配する者の定義が明確にされた。新しい定義においては、破産会社が倒産状態となる前又は破産申立が受理される前3年間の間に、経営陣との親族関係、破産会社における地位又はその他の事由によって、破産会社を支配し又は破産会社に重要な影響を与え得る者は、支配する者とされる。CEOの他に、COOその他の経営陣、過半数株主などが原則として支配する者とみなされるとともに、会計責任者や実質的所有者なども支配する者に該当し得る。なお、CEOその他の経営陣や株主も、破産会社が事実上他の者によって支配されていたことを証明した場合には、代位責任を減免される。

支配する者の代位責任

支配する者が代位責任を負う場合には、支配する者のために若しくは支配する者によって承認された取引の結果によって債権者の権利が害された場合や、会計帳簿が存在しない若しくは正確かつ十分な情報を含んでいない場合が含まれるが、改正法によって、刑法、行政法又は税法違反によって債務を負い、係る債務が全債権者の破産債権の過半を占める場合の支配する者の代位責任が新たに定められた。

支配する者は、その行為（作為又は無作為）が通常の業務の範囲内のもので、合理的に破産会社の利益に沿うものであったことを証明すれば、代位責任を負わない。また、支配する者の行為が、破産会社の債権者により大きな損失が生じることを避けるためになされたものであったことを証明すれば、代位責任を免れ得る。

www.bakermckenzie.co.jp

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

改正法の下では、CEOに加えて、株主も破産申立の懈怠について責任を負う可能性がある。会社が倒産状態となった場合で、CEOが破産申立を行わない場合には、株主は破産申立について決議するための株主総会を招集する義務を負う。これらの破産申立に関する義務を怠った者は連帯して責任を負う。但し、破産申立の遅延と破産債権の弁済不能との間に因果関係がないことを証明した場合には、係る責任を免れ得る。

会社が債務を弁済し得る状況にあるにも関わらず破産申立をした場合や、破産手続において根拠のない債権者の債権について争わなかった場合などにも、支配する者の責任が生じ得る。

[最初のページに戻る](#)

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所を指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関する参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。